

平成26年度 事業計画

1 国保組合をめぐる諸情勢

- 我が国は、国民皆保険・皆年金の達成から半世紀が過ぎ、誰もが安心して医療を受けられる医療保険制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してまいりました。
しかしながら、近年の急速な少子高齢化の進展、雇用環境の変化、経済の低迷、医療の高度化など、医療を取り巻く環境は大きく変化し、医療保険財政は大変厳しい状況が続いているところです。
- 建設業界は過去10年以上にわたって、景気低迷と公共事業の削減という厳しい経営環境にさらされてきました。安倍政権の経済対策「アベノミクス」の効果などで景気回復の兆しが見え始めていますが、今後景気回復が軌道にのり2020年東京五輪の開催など国、民間それぞれの計画・検討中の取組みが進み、国内の建設需要が活性化することが期待されるところです。
- 一方、平成26年4月から消費税が8%に引き上げられ、その増税分を含む消費税は、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障の安定財源の確保と社会保障の充実の財源とされています。また、医療保険制度を含む社会保障制度の持続可能性を確保するため、国においては社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえ「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」が昨年可決・成立しました。
- 70歳から74歳の窓口負担について、これまで2割の法定割合を1割とする特例措置が継続されてきましたが、世代間の公平の観点から、また高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月以降新たに70歳に達する方から法定の2割負担となりました。これに併せて高額療養費についても平成27年1月から所得区分と自己負担限度額が見直されることとなっています。
- 2年毎に改定される診療報酬については、充実が求められる分野を評価していく視点や消費税率8%への引き上げに伴う対応等により、本体と薬価等の合計（ネット）で0.10%引き上げられることになりました。診療報酬改定の内訳は、本体で0.73%引上げ、各科別には医科0.82%、歯科0.99%、調剤0.22%のプラス改定となりました。一方、薬価・材料価格改定では、全体で0.63%のマイナス改定となり、マイナス幅は薬価が0.58%、材料で0.05%となりました。
- 国保組合に関することについては、平成23年度から普通調整補助金や特別調整補助金が見直され、国保組合の財政運営に影響が現れている上、プログラム法による所得水準の高い国保組合の国庫補助金の見直しは、今後の国保組合事業の長期的、安定的運営が阻害される恐れがあり、大変危惧するところです。
- 平成26年度の予算編成に際しては、被保険者数の減少により保険料を対前年度比較で▲14百万円の減少、国庫補助金は、介護納付金、後期高齢者支援金の増加により対前年度比較で+8.6百万円と計上しています。しかし、国庫補助金の見直しや医療費の増加等で国保組合の財政は大変厳しく、平成25年度も昨年度と同様単年度赤字決算となる見込みです。平成23年度、平成25年度と積立金を取り崩し対応して参りましたが、このままでは財政が破たんし組合の解散に成りかねません。平成26年度においては、20年間据え置きとしていました保険料について値上げを検討して参りたいと思いますので、組合員の皆様にはご理解をお願いいたします。
- 今後も、国保組合を取り巻く環境、財政運営は



一層厳しくなることが予想されます。そうした状況にはありますが、組合員及び御家族の健康の保持・増進、円滑な組合事業運営、組合財政の安定に役職員挙げて取り組んでまいりますので、議員、組合員各位の一層の御理解と御協力をお願いします。

2 重点目標

- ① 法改正等に伴う事業・事務への適正な対応
- ② 被保険者証及び高齢受給者証の適正な交付
- ③ 特定健診・特定保健指導の受診等の促進
- ④ 高額療養費等の正確且つ敏速な給付
- ⑤ 高額医療費共同事業の円滑な事務対応
- ⑥ 資格審査委員会による組合員資格の適正化
- ⑦ 財務委員会による財産管理の適正化
- ⑧ 規約等改正準備委員会による法令遵守の推進及び組合運営の適正化
- ⑨ 人間ドック、脳ドック、肺ドック、ジャスト健診等各種健診の奨励
- ⑩ 健康関連施設あわせん事業をはじめ、各種保健事業の推進
- ⑪ ジェネリック医薬品の差額通知等による普及促進
- ⑫ 医療費通知、レセプト点検による医療費の適正化
- ⑬ 柔道整復療養費支給申請書の点検による医療費の適正化
- ⑭ 外部監査の導入
- ⑮ 国保総合システムの適正運用及び有効的活用
- ⑯ 組合ホームページの有効活用
- ⑰ 所得調査の実施
- ⑱ 医療制度改正に係るシステム変更及び適正な対応

3 事業内容

(1) 保険料と保険給付

① 保険料

○ 医療分保険料

医療給付費分及び前期高齢者調整金等に充てる分にかかる医療分保険料は、引き続き据置きとします。

・組合員	(74歳まで)	月額	11,500円	
・	〃	(25歳未満)	月額	8,000円
・家族	(74歳まで)	月額	2,500円	

○ 介護分保険料

40歳～64歳の組合員と家族（第2号被保険者）にかかる介護分保険料は、引き続き、据置きとします。

・組合員	月額	2,000円
・家族	月額	1,000円

○ 後期高齢者支援金等分保険料

後期高齢者医療制度への支援金等として、組合員、家族とも一律保険料とし、引き続き据置きとします。

・組合員	(74歳まで)	月額	2,000円
・家族	(74歳まで)	月額	2,000円

- 後期高齢者組合員分保険料
後期高齢者である組合員については、保健事業に充てるための保険料を賦課し、引き続き据置きとします。
・組合員（75歳以上及び65歳以上で一定の障害認定を受けた者）
月額 1,000円

- 保険料の改定について
平成6年改定以降20年間保険料を据置きとしていましたが、被保険者数の減少及び国庫補助金の減額並びに医療費の増加等、組合財政は年々厳しくなっています。組合存続のため、平成26年度1年間かけて保険料の見直しを検討して参りますので、ご理解をお願いします。

② 療養の給付

- 給付割合及び一部負担金の割合は、次のとおりとします。

区 分	給 付 割 合	一部負担割合	備 考
未就学児（※1）	8 割	2 割	小学校入学まで
就学児以降70歳未満	7 割	3 割	
70歳以上（一般）（※2）（※3）	8 割	2 割	
70歳以上（現役並み所得者）（※2）	7 割	3 割	

※1 小学校入学前の子供（未就学児童）をいい、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者。

※2 前期高齢者（65歳以上74歳まで）のうち、70歳以上74歳までの方で高齢者医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者。これらの方が治療を受けるときは、被保険者証のほかに国保組合が発行する高齢受給者証が必要となります。

※3 国民健康保険法等では、平成20年4月から一部負担割合は2割と定められていますが、特例措置により平成26年3月までは1割に凍結されてきました。平成26年4月から70歳になる被保険者（昭和19年4月2日生まれ以降）から法律通り2割負担となり、平成26年4月1日時点ですでに70歳の被保険者は、特例措置により1割負担となります。

- 入院時食事療養費
入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院食事療養費として支給します。
- 入院時生活療養費
療養病床に入院する65歳以上の高齢者の方には、食事（材料費・調理コスト相当）及び居住費（光熱水費相当）を入院時生活療養費として支給します。

③ 療養費

診療費などをいったん自分で全額立て替えて支払った場合、治療上必要と認めた補装具を装着した場合など保険診療分に相当する費用について、(1)の療養の給付に準じて支給します。

④ 高額療養費

病院で支払った窓口負担の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、超えた額をあとから払い戻します（償還払い）。ただし、「限度額適用認定証」（上位所得者・一般）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得者）を提示することで、医療機関への支払いが償還払いではなく、自己負担限度額までの支払いで済みます。（「限度額適用認定証」（上位所得者・一般）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得者）の交付については、事前の申請が必要です。）

● 自己負担限度額

70歳未満	区 分		自己負担額（月額）
	上位所得者 （年間所得600万円超）		150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% <83,400円>
	一 般		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
	低所得者 （住民税非課税）		35,400円 <24,600円>

70歳から74歳	区 分		外来(個人ごと)	自己負担限度額（月額）
			現役並み所得者 （課税所得145万円以上）	
	一 般		24,600円	62,100円 <44,400円>
	低所得者 （住民税 非課税）	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
		低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

- ※1 < >内は多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当の場合）の限度額
- ※2 血友病、人工透析が必要な慢性腎不全などの場合、自己負担限度額は1万円（人工透析を要する上位所得者は2万円）
- ※3 平成27年1月から所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定する見直しが予定されています。

⑤ 高額医療・介護合算療養費

世帯に国保・介護の両保険から給付を受けることによって、年額の自己負担額が高額になったとき、法定の自己負担限度額を超える額を支給します。合算対象となる自己負担額は、毎年8月～翌年7月までの1年間に支払った、医療保険及び介護保険の自己負担を対象とします。年間合計額が下記負担限度額を超える場合に、医療保険・介護保険の制度別に按分し、それぞれの保険者から支給します。

● 所得区分別負担限度額

		70～74歳の者がいる世帯	70歳未満の者がいる世帯
現役並み所得者 （上位所得者）		67万円	126万円
一 般		62万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

⑥ その他の給付

○ 出産育児一時金

産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合、1児につき420,000円を支給します。ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩した場合は、390,000円を支給します。

- ※ 産科医療補償制度とは、出産の時に重度脳性麻痺等になった乳幼児に補償金が支払われる制度です。

- 葬祭費
被保険者が死亡したときに支給します。
 - ・組合員の死亡 1件 70,000円
 - ・家族の死亡 1件 50,000円
- ※ 保険給付の詳細については、「職別国保のしおり」、ホームページを参照願うとともに支部事務所にお問い合わせください。

(2) 保健事業

① 特定健診・特定保健指導の実施

メタボリックシンドロームの予防に着目した特定健診・特定保健指導は、平成20年度に実施されてから7年目に入ります。

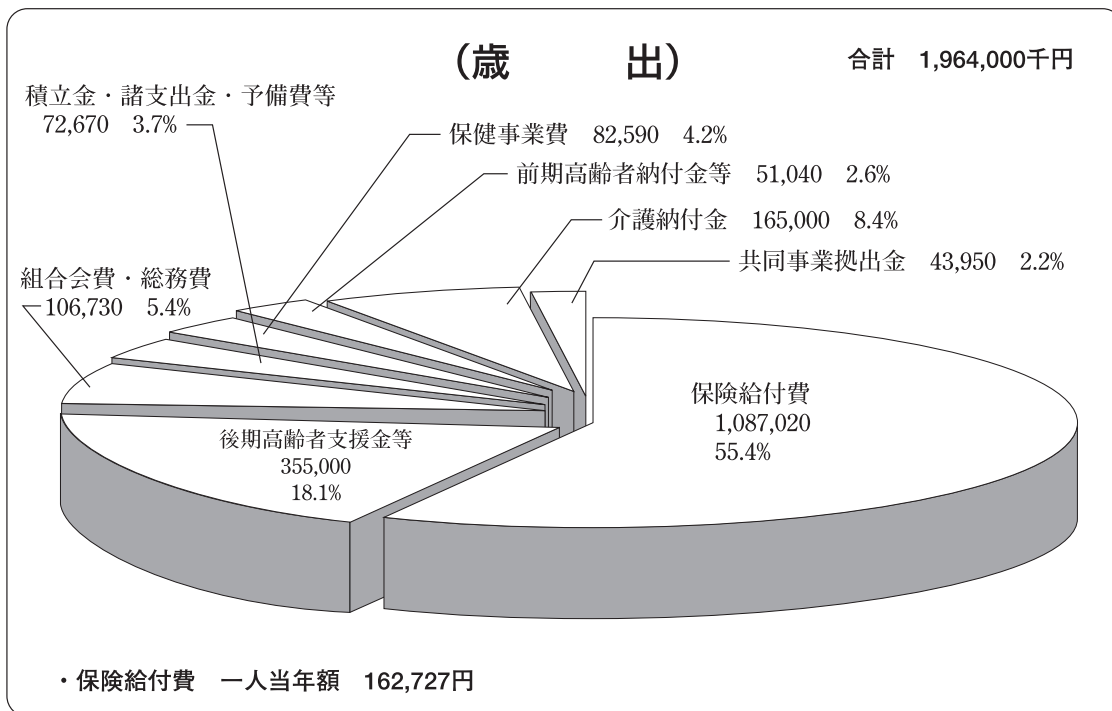
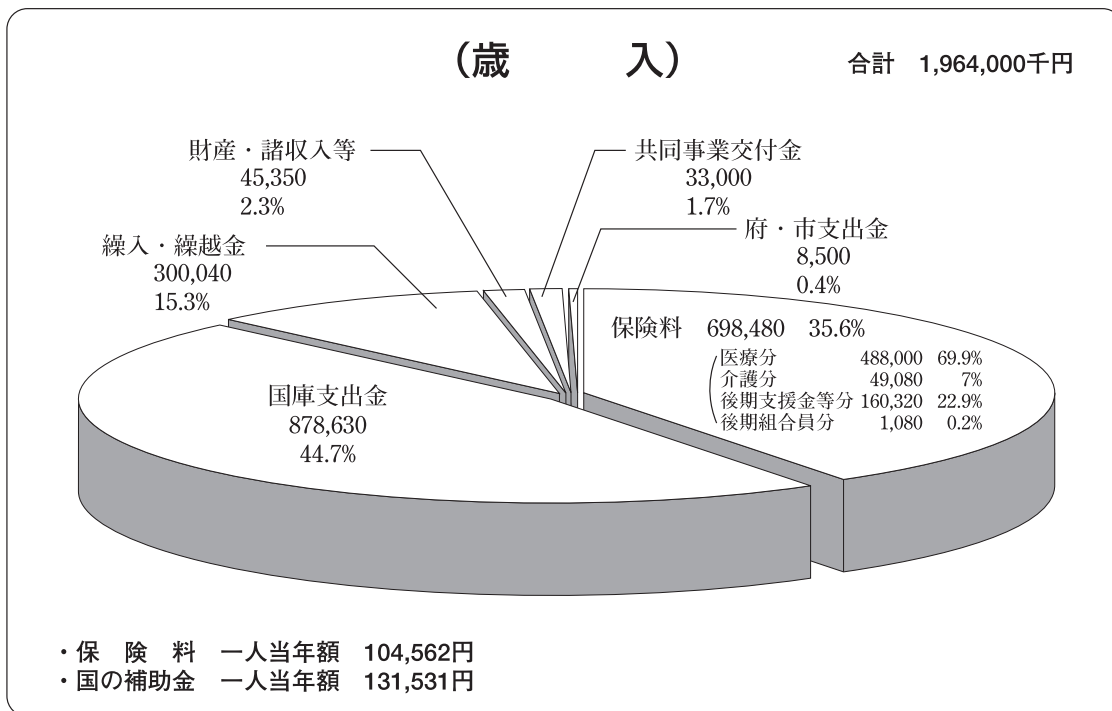
平成26年度は第二期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診50%、特定保健指導20%を目標に次の事業を重点的に実施してまいります。

- 受診勧奨はがきの送付
 - ・ジャスト健診はがきの送付
平成26年度中に40歳・50歳・60歳・70歳に到達する被保険者に対して、ジャスト健診の案内はがきを送付し、制度の周知及び受診意識の向上を図ります。
 - ・特定健診未受診はがきの送付
特定健診の受診券を送付した後、一定期間が経過しても健診を受診していない被保険者に対して、特定健診未受診はがきを送付して受診勧奨を行います。
- 健診案内冊子（職別国保 各種健康診査のご案内）の配付
当組合が費用補助を行う各種健康診査について、申込方法や個人負担金などを掲載したインデックス形式の冊子を作成し、特定健診の対象者に配付します。
- 管理栄養士による電話勧奨
特定健診の未受診者及び保健指導の対象者に対して、管理栄養士から電話勧奨を行い、被保険者の受診意識を高めることで受診率の向上を図ります。
- 特定健診データの提供者に対する謝礼
当組合の健診補助制度を利用せずに行われた健康診査（特定健診の項目を網羅した健診）のデータを積極的に収集するために、特定健診データの提供者に対して切手820円分を謝礼として支給します。
- ② 生活習慣病健診の助成事業
被保険者の疾病の予防、早期発見、早期治療が健康管理の基本的要件であることから、生活習慣病にかかる定期的健康診断の奨励を図ります。
 - 指定医療機関（京都第一日赤他34機関）による半日人間ドック
一人当たりの自己負担額は10,000円とし、残りの費用は、組合が全額負担します。
 - 半日人間ドックと同時に受診する脳ドック及び肺ドック
追加ドックごとの自己負担額は10,000円ずつとし、追加ドックごとの差額約20,000円（追加ドックが2つの場合約40,000円）を組合が負担します。
 - 半日人間ドックと同時に受診する婦人科検査
追加検査として婦人科検査（乳がん・子宮がん検査）を受診する場合は、受診費用の全額を組合が負担します。
 - 各支部単位で実施する検診車等による一般健診
一人当たり自己負担額は3,000円とし、差額約19,000円を組合が負担します。
 - ジャスト健診（無料）の実施
平成26年度内に、40歳、50歳、60歳、70歳に達する方については、人間ドック費用全額を組合負担とし、年齢の節目における健康診断を促すことにより、健康チェック習慣の定着を図ります。

- 定期健診の実施
一人当たりの自己負担額は、1,000円とし、差額約11,000円を組合が負担します。対象者は、40歳から74歳の被保険者です。
 - レディース健診の実施
一人当たりの自己負担額は、1,000円とし、差額約16,000円を組合が負担します。対象者は、40歳から74歳の被保険者です。
 - ③ 健康管理と疾病予防対策事業
 - 京都テルサ、ヘルスピア21、同志社大学継志館フィットネス、ラクトスポーツプラザ、京都エミナース（プール、ジム、温泉等）の健康増進施設利用の補助事業を継続します。
 - 「インフルエンザ予防接種」の助成事業を継続します。
 - ④ 新規加入記念品の贈呈
新規加入の組合員に対し、記念品を贈呈します。
 - ⑤ 無受診世帯に対する記念品の贈呈
1年以上の無受診世帯に、組合の財政運営への貢献に対する感謝の意味で記念品を贈呈します。
 - ⑥ 支部に対するスポーツ大会等への助成
母体支部単位のスポーツ大会等の保健事業費に一定額の助成をします。
- (3) その他の取り組み
- ① 所得調査の実施
平成26年度は、厚生労働省が国保組合に対する今後の国庫補助の在り方を見直すため、5年に一度の組合員の所得調査が実施される年となっています。
プログラム法において、保険料に係る国民負担に関する公平性の議論の中で、各医療保険者の被保険者の所得状況等の比較をするため、被用者保険は標準報酬等、市町村国保は保険料算定の際の所得で把握し、国保組合については所得調査において把握されます。
所得状況の結果が適切に国庫補助金の算定に資するよう、組合員の皆様の協力をお願いします。
 - ② 外部監査の導入
内部監査に加え、外部監査を導入することにより、組合運営における透明性を高めるとともに、監査機能の充実を図っています。
 - ③ 法令遵守の徹底
当組合は我が国の公的医療制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営が国保法その他関係法令に沿って厳正に行われるよう、遵守体制の整備に関する基本方針、実践計画に基づく法令遵守マニュアルの策定並びに組織体制の整備を行います。また、役職員等に対して研修を実施するなど、法令遵守の徹底を図ります。
 - ④ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進
被保険者に後発医薬品についての知識及び切り替え方等をパンフレットや希望カードの配付により周知すると共に、後発医薬品差額通知を行い普及促進を図ります。
 - ⑤ レセプト（医療機関からくる診療報酬明細書）及び柔道整復等療養費支給申請書の点検及び調査
毎月レセプトを点検し、不正請求、過剰請求等不適切なものは、一旦、医療機関に返還し医療費の適正化を図ります。また、年々増加する柔道整復等療養費について、支給申請書の内容点検及び被保険者への負傷原因調査等を専門業者に委託し、適正受診を周知するとともに医療費の適正化を図ります。
 - ⑥ 第三者行為（交通事故、労災事故）の調査と医療費の返還請求
交通事故や仕事中的事故等の傷害は、健康保険の給付対象とならないので、調査して状況により組合が支払った医療費の返還を求めます。併せて労働保険への加入を推奨していきます。

平成26年度歳入歳出予算構成グラフ

単位：千円



こんなときは所属支部に届出を！



※必ず、14日以内に届け出てください。

※届出書類および申請書類については、所属の支部にありますのでご確認ください。



こんなときは届出を		届出に必要なもの
は い る と き	健康保険（共済組合）をやめたとき	資格取得届、住民票、印かん、 健康保険の喪失証明書、被保険者証
	子供が生まれたとき	資格取得届、住民票、被保険者証、印かん
	市町村の国民健康保険をやめるとき	資格取得届、住民票、印かん、 市町村国保の被保険者証、被保険者証
	他の国民健康保険組合をやめたとき	資格取得届、住民票、印かん、 国保組合の喪失証明書、被保険者証
	結婚したときなど	資格取得届、住民票、被保険者証、 印かん、前の医療保険の離脱証明書など
	生活保護を受けなくなったとき	資格取得届、住民票、印かん、 保護廃止決定通知書、被保険者証
こんなときは届出を		届出に必要なもの
や め る と き	健康保険（共済組合）に入ったとき	資格喪失（脱退）届、健康保険の被保険者証、 被保険者証、印かん
	市町村の国民健康保険に入るとき （1カ月前に予告を）	資格喪失（脱退）届、被保険者証、印かん
	死亡したとき	資格喪失（脱退）届、死亡診断書、 または除籍住民票、被保険者証、印かん
	他の国民健康保険に入るとき （1カ月前に予告を）	資格喪失（脱退）届、被保険者証、印かん ※先に他の国保組合に加入している場合は、被保険者証の写し
	建設業をやめたとき（勤務先）	資格喪失（脱退）届、被保険者証、印かん
	家族が別居（転出）したとき	資格喪失（脱退）届、新住所地の住民票、 もしくは転出証明書、被保険者証、印かん
	生活保護を受けることになったとき	資格喪失（脱退）届、保護開始決定通知書、 被保険者証、印かん
こんなときは届出を		届出に必要なもの
そ の 他	住所、氏名などが変わったとき	届出事項変更届、住民票、被保険者証、 印かん
	修学のため、子供が他の市区町村へ 住所を移したとき	国民健康保険法第116条該当・非該当届、 在学証明書、被保険者証、印かん
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	被保険者証等再交付申請書、 被保険者証（紛失した場合以外）、印かん
	組合員が別の組合員世帯の家族になるとき	脱退申請書、資格取得届、住民票、 被保険者証、印かん
	家族が建設業に従事することにより組合員になるとき	資格喪失届、加入申請書、住民票、誓約書、 被保険者証、印かん